（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第十四条の四の表附則第二十六条第二項の項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十七条の見出し中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条の表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

第十八条の表附則第十三条の二第二項の項及び附則第十三条の二第四項の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

第二十条第一項の表厚生年金保険法附則第十三条第三項第二号の項中「附則第十一条の三第三項」を「附則第十一条の三第二項」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「坑内員・船員の代行部分」を「坑内員・船員の老齢厚生年金」に改め、同表平成六年改正法附則第二十三条第二項の項中欄中「改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第二項の表改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第二十一条第一項の表厚生年金保険法附則第十三条第三項第二号の項中「附則第十一条の三第三項」を「附則第十一条の三第二項」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「坑内員・船員の代行部分」を「坑内員・船員の老齢厚生年金」に改め、同表平成六年改正法附則第二十三条第二項の項中欄中「改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第二項の表改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第二十二条第一項中「厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法」を「同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に改め、「、第三十七条」を削り、「「基金」を「「厚生年金基金」に、「当該基金」を「当該厚生年金基金」に改め、同条第三項中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の」に改め、「（以下「老齢年金給付」という。）」を削る。

第三十七条の見出し中「基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条第一項中「基金が支給する」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この条において「基金」という。）が支給する平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する」に改め、「第百三十二条第二項、第百三十三条及び」を削り、「第四項まで」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第百三十三条」を加え、同条第三項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第三十八条第一項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法第百六十一条第三項、第百六十三条の二及び附則第十三条の二」を「厚生年金保険法附則第十三条の二並びに平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十一条第三項及び第百六十三条の二」に改め、同条第二項中「基金」を「厚生年金基金」に改め、同条第三項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第四十条中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。